

工事設計書

		設計		精査	
工事名	行橋市民体育館自家発電装置更新工事				
工事場所	行橋市大字今井3759番地				
工事費	工事価格消費税合計 + =				
工事概要	自家発電装置更新工事1.0 式				
起工理由	既設自家発電装置が故障及び、法改正により既存不適格であるため更新を行う。			補助内容	
				1 国庫	
				2 県費	
				3 市単独	

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			備考
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
A	直接工事費		式	1.0						
B	共通仮設費（率分）		式	1.0						
B1	共通仮設費（積上分）		式	1.0						
	純工事費									
C	現場管理費		式	1.0						
A1	発生材処分費		式	1.0						
	工事原価									
D	一般管理費		式	1.0						
	工事価格									
E	消費税		%	10.0						
	工事費（合計）									

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			備考
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
1	自家発電装置更新工事									
	防災型非常用自家発電装置	出力:65KVA 3600rpm	台	1.0						
	(消防法認定品)	3相3線220V 60Hz自動切替器含む								
		直流電源:REH 12V 40AH								
		燃料タンク:50L(軽油) 冷却:ラジエーター								
	キュービクル改造	MCCB3P100AF/100ATを MCCB3P225AF/200ATに取替	式	1.0						
	EM-CETケーブル	60mm2	m	20.0						
	EM-FP-Cケーブル	60mm2-3C	m	20.0						
	EM-IEケーブル	14mm2	m	20.0						
	EM-FP-Cケーブル撤去	38mm2	m	12.0						
	既設電線管撤去		m	12.0						
	電線管(露出)	E-75 塗装あり	m	20.0						
	機械はつり補修		箇所	2.0						
	基礎工事	D13@200 既設床タイル撤去	式	1.0						別紙明細書1
	あと施工アンカー	D13@200	箇所	38.0						
	荷揚げ用スージ足場	枠組棚足場	m2	9.0						
	搬入据付・撤去搬出費	M16アンカーボルト 雑材共 冷却水槽共 補修共 処分費共	式	1.0						
	配管切断	ブラケット留め共	箇所	1.0						
	配管撤去	給水管	m	10.0						

内訳書

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			備考
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
	配管撤去	ドレン管	m	3.0						
	配管撤去	排気 消音器含む	m	3.0						
	排気管	100A(SUS製)	m	6.0						
	ﾌﾟﾙｯｸｽSS形防水(SUS)	200×200×100	個	1.0						
	試運転調整	諸官庁申請費含む	式	1.0						
	消防検査立会		工事	1.0						
	ﾌﾟﾙｯｸｽ	300×300×300 接地端子付き	個	1.0						
	ﾌﾟﾙｯｸｽ	300×300×300 SUSWP接地端子付き	個	2.0						
	区画貫通処理 壁	100φ	箇所	2.0						
	厚鋼電線管(G)	70mm 露出配管(塗装有)	m	16.0						
	小計									
	改め									

行橋市民体育館自家発電装置更新工事

〈現場説明書〉

1. 安全管理について

- ・工事車輛等の搬入出は、施設利用者の安全を考慮して行うこと。
- ・工事箇所が利用者の動線と交差する場合があるため、交通誘導員等を適宜配置し、安全確保すること。
- ・仮囲い設置等は、状況に応じて、施設および監督者と協議すること。

2. 工程管理について

- ・施設および監督員と協議し、遅延無く工事を完了させること。
- ・施設を利用しながらの工事となるため、施設運用に極力支障がないよう工程管理を行うこと。
- ・停電作業等が発生する場合、監督員及び施設管理者と協議を行い、極力施設運営に支障がない工程で施工を行うこと。

3. その他

- ・施工に当り現場付近の道路、樹木、工作物等に損傷を与えた場合は、請負者の負担によって早急に復旧しなければならない。
- ・駐車場について、施設敷地内の駐車場所は限りがあるので、できるかぎり乗り合わせで来場すること。また、駐車場所は施設管理者の許可を受けて駐車すること。
- ・施工計画書・材料承認等の必要書類は、早急に提出し承認を得てから施工を行う事。
- ・施工体制台帳は、契約後、速やかに提出すること。

暴力団排除条項に該当するものを下請負人とした場合には、元請負人に対して下請負契約に解除を求めることができる。

- ・法令に基づき石綿(アスベスト)の事前調査及び報告を行い、石綿(アスベスト)が検出された場合は、監督員と協議の上、適正に処理すること。
- ・下記工事と工期が重なるため、資材置き場、駐車スペース、工程等について協議を十分に行い、各工事ともに工期内に竣功できるよう協力しあうこと。

【行橋市民体育館浄化槽更新工事】

【行橋市民体育館外部等改修工事】